

平成30年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る 入札契約制度の改正について

建設業は地域の基幹産業として、社会基盤の整備を通じて市民の暮らしや経済を支えるだけでなく、その役割は、施設の長寿命化対策や地域の災害復旧などますます多様化しております。

このような中、上下水道局では、いわゆる「担い手三法」の改正を受けて、将来にわたる担い手の確保や工事等の品質確保などの喫緊の課題について、具体的な制度改正を進めておりますが、平成30年度につきましても引き続きその趣旨を踏まえ、建設工事及び建設コンサルタント業務等について、下記のとおり制度の改正を行います。

制度改正

1. 設計図書等の電子閲覧の本格実施に伴う紙による閲覧の廃止
2. 入札参加者の基準等の一部変更(試行)
3. 現場代理人の常駐義務の緩和措置

平成 30 年 4 月 2 日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

1. 設計図書等の電子閲覧の本格実施に伴い、紙による閲覧を廃止します。

設計図書等の電子閲覧につきましては、平成25年6月から建設コンサルタント業務等を対象に設計図書等の電子閲覧の試行を開始し、平成26年度より建設工事に拡大を図ってきましたが、平成30年度から本格実施を行います。

これに伴い、建設工事について設計図書等の販売及び本局庁舎3F「設計図書閲覧場所」における紙による閲覧を取りやめ、電子閲覧のみといたします。

※建設コンサルタント業務等における設計図書等の販売並びに紙による閲覧は平成26年度からすでに行っておりません。

【設計図書の閲覧方法】

	現行(平成29年度)		改正後(平成30年度)
閲覧方法	紙	電子閲覧	電子閲覧のみ
対 象	建設工事のみ	全入札案件	全入札案件
閲覧期間	公告日から 入札締切日まで 指名通知日から 3日間	公告日又は 指名通知日から 入札締切日まで	公告日又は 指名通知日から 入札締切日まで
閲覧場所	市役所5F 設計図書閲覧 コーナー	電子入札システム	電子入札システム
販売場所	指定する 図面販売業者		
販売期間	公告日又は 指名通知日から 入札締切日まで		

※ 電子入札システムからの閲覧不可の場合(ICカード更新、PC不具合等)、参加業者は契約監理室に未使用のCD-R等の媒体を持ち込み、書き込みを行うことにより設計図書の取得を行います。

※ 出力(プリントアウト等)にかかる費用は全て入札参加者の負担となります。

◆ 平成30年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

2. 入札参加者の基準等を一部変更します(試行)

平成29年度の大分市発注の建築一式工事C等級については、年間10件の入札不調が発生し、事業の進捗の遅れなどその影響が出ています。建設工事につきましては「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」において、一部の業種（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）におきまして、設計金額ごとに入札に参加できる等級を定める基準を設けておりますが、このうち建築一式工事について、入札不調対策として入札参加者基準の一部変更を試行いたします。

(変更点)

当分の間、設計金額が1,000万円以上1,500万円未満の案件について、建築一式の等級がD等級の業者のうち平均完工高が対象案件の設計金額(税抜)を上回る業者について参加できることとする。

【入札参加者基準(建築一式工事)】

	現行(平成29年度)	改正後(平成30年度)
設計金額 7,000万円以上	A等級	A等級 (変更なし)
設計金額 7,000万円未満 3,000万円以上	B等級	B等級 (変更なし)
設計金額 3,000万円未満 1,500万円以上	C等級	C等級 (変更なし)
設計金額 <u>1,500万円未満</u> <u>1,000万円以上</u>		<u>C等級</u> <u>D等級(※)</u>
設計金額 1,000万円未満	D等級	D等級 (変更なし)

※ 平均完工高が対象案件の設計金額(税抜)を上回る業者に限る。

◆ 平成30年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

3. 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

建設工事の現場代理人について、上下水道局が特に認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼任を一部認め、その常駐義務の緩和措置（試行）を講じています。

今回、水道局と下水道部との統合に関して、次のとおり要件の見直しを行います。

【現場代理人の兼任を認める要件】

	現行(平成29年度)	改正後(平成30年度)
対象工事	いずれの工事も水道局が発注し、かつ、兼任対象の工事である旨、特記仕様書で明示したもの。 ※大分市との現場代理人の兼任を認めていない。	いずれの工事も上下水道局が発注する工事であること、又は一方の工事が大分市の発注であること、かつ兼任対象の工事である旨、特記仕様書で明示したもの。
工事の件数	原則 2件まで、ただし、工事請負代金がいずれも500万円未満の場合に限り3件まで。	現行どおり
対象工事箇所の相互距離	各工事箇所の相互間が、直線距離で10Km以内にあること。	現行どおり
工事費の総額	各工事請負代金(消費税及び地方消費税を含む。)の合計が3,500万円未満であること。 (建築一式工事のみの場合に限り7,000万円未満であること)	現行どおり

○手続き

- ① 工事請負者より、「現場代理人兼任届出書」を、それぞれの契約担当者(上下水道局契約監理室、市契約監理課)への届け出を求める。
- ② 工事請負者より、それぞれの工事担当者に、現場代理人を兼任する旨を書面により報告を求める。

○留意事項

現場代理人兼任届出書の記載内容に虚偽があった場合、現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼任の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、及び指名停止措置等を行うことがある。

◆ 平成30年4月1日より、上下水道局が発注する工事について適用します。